

令和3年6月9日

各指定障がい者支援施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定共同生活援助事業所 管理者様
各指定療養介護事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

障がい者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む
感染者発生時の支援策について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」（令和3年5月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されましたので、周知します。

本事務連絡は、施設内で療養を行う障がい者支援施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、平時からのシミュレーション、感染者が発生した場合に活用可能な支援等について改めてまとめたものとなっておりますので、今後の施設運営とサービス継続に役立てていただきますようお願いいたします。

<事務連絡の概要>

- ・感染者発生に備えた対応等
 - （１）感染対策のシミュレーションの促進
 - （２）高齢者施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検促進等
- ・施設内療養に関する支援等
 - （１）施設内療養時の対応方法
 - （２）施設内療養時の支援（人材に係る支援）
- ・施設内療養時の財政支援
- ・施設内療養時の対応の手引き（別添）

<参考>

- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)、
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」(令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf>
- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年7月3日厚生労働省事務連絡健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel:06-6208-7986 Fax:06-6202-6962

運営指導課 Tel:06-6241-6527 Fax:06-6241-6608